

特定震災特例経営強化指導計画の 履行状況報告書 【いわき信用組合】

平成25年6月



全国信用協同組合連合会

目 次

はじめに

1. 経営指導の進捗状況	· · · · 1
(1) 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本 大震災からの復興に資する方策への指導	
(2) 被災債権の管理及び回収に関する指導	
2. 経営指導体制の強化の進捗状況	· · · · 4
3. 経営指導のための施策の進捗状況	· · · · 5
(1) 経営強化計画の進捗管理	
(2) オフサイト・モニタリング及びヒアリング	
(3) 監査機構による検証・助言	
(4) 経営強化計画の実施に必要な措置	

【はじめに】

当会では、いわき信用組合が、東日本大震災により深刻な打撃を受けたいわき市をはじめ、相馬市、南相馬市などの被災地域の中小規模事業者や個人の皆様に対する資金供給を担う重要な金融機関であるとの認識のもと、これまで以上に安定かつ円滑な資金供給を実施し、地域貢献していくために、当会の資本増強支援にあたり、財源面の支援として金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「金融機能強化法」という。）を活用することにより、いわき信用組合の財務基盤について更なる強化を図りました。

当会といたしましては、こうした資本増強により、いわき信用組合が金融仲介機能の強化を図り、地域復興への貢献が図られるよう、信用組合業界の系統中央機関として、「特定震災特例経営強化指導計画」に基づく指導を含め、いわき信用組合に対する全面的かつ万全な支援を行っていくこととしております。

1. 経営指導の進捗状況

(1) 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策への指導

当会では、被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資するため、月次でヒアリングを実施するなど、いわき信用組合が金融機能強化法附則第11条第1項第2号の規定に基づき策定した特定震災特例経営強化計画（以下「経営強化計画」という。）に掲げた各施策の実施状況及び実績を把握するとともに、必要に応じ、指導・助言を行っております。

具体的には、理事長をはじめとする経営陣及び各施策の担当役席者を対象としたヒアリングを実施し（平成25年5月末までに16回実施）、経営強化計画の「進捗状況確認表」等の各種資料に基づき同計画の実施状況を確認するとともに、当該実施状況を踏まえた課題や問題点の把握に努めております。

① 相談機能の強化等に関する方策への指導

いわき信用組合では、被災されたお取引先からの相談に適切に対応するため、市内の避難者に対して、定例訪問を実施しているほか、全営業店に「融資に係る相談窓口」を設置するなどして、相談機能の強化を図るとともに、相談事項を本部で一元管理するなどして連携を図り、適切かつ迅速な相談対応を行っております。

当会では、上記の月次ヒアリングにより、各種相談受付状況、内容及び対応などを確認し、相談機能の充実状況や積極的な取り組みが継続されているかについて検証しております。

相談機能の強化等にかかる諸施策については、着実に取り組まれているものと認識しており、今後も必要かつ十分な対応が継続的になされているか検証するとともに、必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

② 震災復興に向けた新商品の開発・提供や外部機関との連携強化に関する方策への指導

いわき信用組合では、被災地のお取引先からの資金ニーズにきめ細かく対応した新商品の開発に継続して取り組むとともに、地方公共団体や地域の商工会議所・商工会との連携を強化し、復興事業への円滑な資金供与を実施しております。

被災者向けの商品については、平成24年4月に、事業再建に必要な資金として、原則担保不要でご利用いただける「ちいきの“力”5000・3000」を発売したほか、平成24年9月からは、業容の拡大や新分野への進出、雇用創出等を目的とした資金としてご利用いただける「エール」を発売し、平成25年5月末までに882件、9,757百万円の融資を実行しております。

また、復興事業に関しては、「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」や「空き工場・空き店舗等による事業再開支援事業」に採択された先などに対して平成25年5月末までに65件、1,959百万円の資金供与を行っております。

外部機関との連携強化にかかる諸施策については、平成24年11月に「中小企業経営力強化支援法」に基づく経営革新等支援機関の認定を取得し、支援態勢の更なる強化を図っているほか、いわき市が中心となり発足した「いわきものづくりビジネスフェア」実行委員会へ参画し、平成25年2月に実施された「自動車関連産業展」への取引先企業の出展支援を行っております。

当会では、上記の月次ヒアリングにより、被災者向け商品の取扱状況や地方公共団体等の外部機関との連携状況などを確認し、地域の復興のための信用供与にかかる取り組みについて検証しております。

震災復興に向けた新商品の開発・提供や外部機関との連携強化にかかる諸施策については、着実に取り組まれているものと認識しており、今後も必要かつ十分な対応が継続的になされているか検証するとともに、必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

③ 事業再生・事業承継に向けた支援に関する方策への指導

いわき信用組合では、被災したお取引先の事業再生に資するため、定量面に加え、経営者の意欲等の定性面の実態把握により、早期の事業再生に向けた取組態勢を再構築するほか、ビジネスマッチングなど、お取引先の販路拡大等のための支援に取り組んでおり、平成24年7月に情報交換会を開催、同年11月には、第7回目（震災後2回目）となるビジネスマッチング交流会を開催しております。

同年7月には、いわき信用組合のお取引先紹介ガイドブック（12,000部）を当会営業店を通じて東日本の57信用組合に配布し、お取引先の販路拡大に向けた取り組みをサポートしております。

また、お取引先の事業承継へのサポートとして、（独）中小企業基盤整備機構の職員を講師とした「事業承継セミナー」を11月に開催しており、引き続き、外部機関との連携を図りながら、事業承継に向けた支援に取り組むこととしております。

このほか、創業支援に向けた取り組みとして、平成25年1月に、創業・新事業の専門家を講師とした「いわしん創業塾」を開講しております（計6回、参加者延べ73名）。

当会では、上記の月次ヒアリングにより、お取引先の事業再生・事業承継に向けた支援の状況把握を行うとともに、復興・復旧に向けた資金需要の掘り起こしにかかる取り組みを適切にサポートすべく、平成24年11月には、全信中協との共催により、（独）中小企業基盤整備機構の職員を講師とした、会員組合担当者向けの「東北地区事業承継研修会」を開催しており、当信用組合もこ

れに2名が参加しております。

また、平成25年4月に、有限責任監査法人トーマツ及びいわき信用組合を講師に迎え、資本性借入金の基礎と戦略的活用法やDDS取組事例発表等、会員信用組合担当者向けの「資本性借入金研修会」を開催しております。

今後も、ビジネスマッチング等の取組状況の把握を行うとともに、当信用組合の営業エリア外での販路拡大等に資するよう、他の信用組合が取り組むビジネスマッチング等との交流の機会を提供するなど、お取引先の事業再生に向けた取り組みを適切にサポートしてまいります。

④ その他の施策に関する指導

いわき信用組合では、いわき商工会議所と連携して「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」のグループ組成を推進し、平成25年5月末までの採択実績は110先4,555百万円となっているなど、地域経済の再生と活性化に取り組んでおります。

当会では、上記の月次ヒアリングにより、これらの取り組みが、継続的かつ積極的に実施されているかについて検証しております。

震災からの復興に向けた取り組みについては、着実に取り組まれているものと認識しており、今後も必要かつ十分な対応が継続的になされるよう、指導・助言を行ってまいります。

(2) 被災債権の管理及び回収に関する指導

被災債権の管理及び回収については、上記の月次ヒアリングにより、定期的な実績報告を受け、定量的な状況把握に努めるとともに、被災者の個別事情に応じた適時・適切な対応が図られるよう取組状況を確認しており、時系列での債権管理を可能とする仕組みの構築や被災者への新たな金融支援の実施管理に向けた指導・助言を行っております。

① 被災債権の状況の把握

当会では、被災債権の管理及び回収について、半期毎に実績報告を受けることとしており、平成25年3月末時点における被災債権の顕在化の状況や債権額の推移など、定量的な状況把握を行っております。

② 被災者に対する融資条件の弾力化等に関する方策への指導

いわき信用組合では、被災者に対する融資条件の弾力化及び積極的な融資への取り組みを行っており、平成25年5月末時点で、事業性資金337先、37,340百万円（うち、震災の影響によるもの201先、21,747百万円）、住宅ローン91先、1,216百万円（うち、震災の影響によるもの67先、823百万円）の元本の据置や金利引き下げなどの返済条件の緩和を行っているほか、事業性4先、458百万円、住宅ローン4先、31百万円について、約定弁済の一時停止を行って

おります。

当会では、上記の月次ヒアリングにより、上記貸出条件に対する弾力的な取り扱いの実施状況の把握を行うとともに、被災者の状況に応じて適時・適切な対応が図られているかの確認を行っております。

被災者に対する融資条件の弾力化等にかかる諸施策については、着実に取り組まれているものと認識しており、今後も必要かつ十分な対応が継続的になされているか検証するとともに、必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

③ 二重ローン問題等への対応に向けた方策への指導

いわき信用組合では、今般の震災及び原発事故の影響による二重ローン問題等への対応として、中小企業再生支援協議会等との連携、事業再生ファンド等の活用、私的整理ガイドラインに基づく債務整理等への相談などの取り組みを進めています。

これらの取り組みにより、平成 25 年 6 月までに、福島産業復興機構について、3 先が支援決定済または買取決定済、また、東日本大震災事業者再生支援機構について 1 先が買取決定済み、4 先が相談・協議中となっておりますほか、個人版私的整理ガイドラインによる債務整理の申請については、平成 25 年 6 月末までに計 6 件の相談を受け、その内、2 件について債務整理開始の申出に至っています。

なお、中小企業再生支援協議会については、平成 24 年 8 月、9 月及び平成 25 年 1 月に担当者レベルの情報交換会を実施するなどして、活用に向けた取り組みを進めています。

当会では、上記の月次ヒアリングにより、こうした各施策についての取り組みが、被災者の個別事情に応じ、適時・適切な対応が図られているかを確認し、今後の活用に向け、各機関とも連携を図っていくよう指導・助言いたしました。

また、当会仙台支店において「東日本大震災事業者再生支援機構」と管内信組との意見交換会を、平成 24 年度中に 2 回開催し、活用に向けた取り組みを支援しております。

今後も必要かつ十分な対応が継続的になされるよう、上記の月次ヒアリングにより指導・助言を行ってまいります。

2. 経営指導体制の強化の進捗状況

当会では、公的資金を活用した資本支援先の事後管理にかかる所管部署を信組支援部とし、本部各部やいわき信用組合の管轄営業店である仙台支店と連携してモニタリングや指導・助言を行うこととしており、平成 24 年 2 月以降、平成 25 年 5 月末までに計 16 回のヒアリングを実施しております。

また、経営強化計画の着実な履行に向け、平成24年7月には、信組支援部（経営指導監理室）に専担者を1名増員し計5名とするなど、指導体制を強化しております。

3. 経営指導のための施策の進捗状況

(1) 経営強化計画の進捗管理

当会は、いわき信用組合より平成25年3月末基準の経営強化計画履行状況報告について、平成25年6月に受領し、同報告を精査のうえ進捗状況等の把握・分析を行いました。

当信用組合が経営強化計画に掲げた主要施策につきましては、着実に実行されているものと認識しております。

(2) オフサイト・モニタリング及びヒアリング

① オフサイト・モニタリング

当会は、いわき信用組合から定期的（月次、半期）に経営状況やリスク管理状況に関する各種データの提出を受け、状況把握に努めるとともに、当会の各部署や関係機関との連携を図りながら、指導・助言を行っております。

ア. 月次モニタリング（有価証券リスク分析）

月次で保有有価証券の種類別・保有区分別にポートフォリオを把握し、リスクや運用状況等について検証しているほか、月末時点の評価損益を把握し、自己資本（健全性）に与える影響等について検証しております。

また、平成24年10月及び12月には、当会資金運用部による有価証券運用サポート、平成25年5月には、財務企画部によるALMサポートを実施し、きめ細かな指導を行っております。

現時点において問題は見受けられないものの、今後も必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

イ. 半期モニタリング（与信リスク管理）

平成25年3月末における大口先や業種別の与信状況を把握し、与信額の推移や保全状況等の確認を行い、大口与信管理やポートフォリオの状況等について検証しており、そのなかで、被災債権の管理方法等について助言を行っております。

今後につきましても必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

ウ. 経営分析資料の提供

年度末決算状況の分析（自己資本、資産内容、収益性、流動性、リスク管理等）にあたり、他の信用組合との比較や課題を取りまとめた資料を提供し、課題認識の共有を図るとともに、必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

なお、平成 25 年 3 月期決算にかかる資料については、同年 7 月に提供を予定しております。

② ヒアリング

経営強化計画の実施状況や被災債権の管理及び回収につきましては、信組支援部・営業店による定期的なヒアリングの実施により把握し、確認された課題・問題点に応じて信組支援部のコーディネートのもと専門部署と連携のうえ、適切な指導・助言を行うことにより各種取り組みをサポートすることとしております。

ヒアリングは、原則として毎月実施（平成 25 年 5 月末までに計 16 回実施）し、経営強化計画の各施策の実施状況や被災債権の状況等を確認するとともに、必要に応じ、指導・助言を行っております。

また、施策の実施状況等に関し確認された課題・問題点の改善状況については、以後のヒアリング等においてフォローアップを行ってまいります。

（3）監査機構による検証・助言

当会は、いわき信用組合に対し、経営状況を踏まえ、原則として毎年、監査機構による監査を実施することとしており、平成 24 年 12 月に実施いたしました。

当監査では、被災債権の状況把握を含む資産状況の確認や市場リスク等の検証を通じて、経営改善に向けた助言を行っております。

今後も対応状況の確認及び整備改善にかかるフォローをしてまいります。

（4）経営強化計画の実施に必要な措置

当会は、いわき信用組合の経営状況や課題・問題点を把握したうえで、経営強化計画の実施に必要と判断される措置を実施することとしております。

① 融資推進、債権管理にかかる情報提供

いわき信用組合の各種施策の実施をサポートする観点から、他の信用組合における融資推進や債権管理にかかる取組事例を取りまとめ、上記の月次ヒアリング時や電子メール等を活用し、適宜、当信用組合に情報提供しております。

② 事業再生支援へのサポート

上記の月次ヒアリングにより、復興・復旧に向けた資金需要の掘り起こしにかかる取組状況の把握を行っているほか、全信中協に協力し、創業・事業再生支援への取組強化を目的として、商品開発や商工 3 団体との連携による融資研修を行う「しんくみ創業塾」を立ち上げたほか、平成 24 年 11 月に「事業承継研修会」を共催し、また、平成 25 年 4 月には「資本性借入金研修会」を開催し、いわき用組合もこれらに参加するなど、被災地における創業・事業再生支援に資する態勢の充実を図っております。

また、平成 24 年 7 月には、当信用組合のお取引先紹介ガイドブック（12,000 部）を当会営業店を通じて東日本の 57 信用組合に配布し、お取引先の販路拡大に向けた取り組みをサポートしております。

さらに、同年 11 月に「中小企業経営力強化支援法」に基づく経営革新等支援機関の認定を取得し、被災地における事業再生・事業継続支援に資する態勢の充実を図っております。

今後は、当信用組合からの相談に応じ、他の信用組合が取り組むビジネスマッチング等との交流の機会を提供するなど、事業再生に向けた取り組みを適切にサポートしてまいります。

③ しんくみりカバリの活用

いわき信用組合のお取引先の再生支援に向けての取り組みをサポートする観点から、信用組合業界の再生ファンドである「しんくみりカバリ」の活用を検討してまいります。

④ 人材育成にかかる指導・助言

上記の月次ヒアリングにより、人材育成にかかる取組状況の把握を行っているほか、被災者支援手法への理解度の向上や、お客様への提言内容の多様化・高度化を図るため「東日本大震災事業者再生支援機構」と当会仙台支店管内信組との意見交換会を開催するなど、被災債権管理手法の定着に努めています。

また、平成 24 年 1 月以降、3 回にわたりいわき信用組合から有価証券運用にかかるトレーニングを受け入れておりますほか、平成 24 年 10 月及び 12 月には、当会資金運用部による有価証券運用サポート、平成 25 年 4 月に「資本性借入金研修会」、同年 5 月には、財務企画部による ALM サポートを実施しております。

今後も、課題・問題点を把握し、必要に応じ、指導・助言を行うほか、コンサルタントや専門家による講習会の斡旋など、当信用組合の要請に応じてサポートを行ってまいります。

⑤ 低利貸付の実施

当会では、被災地の信用組合の支援のために、日本銀行による被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションへの参加による低利貸付の取扱いを行っており、当該貸付の実施を通して、いわき信用組合が被災されたお取引先への積極的な貸出に応じられるようサポートしてまいります。

⑥ 当会子会社の保証付低利ローンの提供

いわき信用組合のお取引先支援に向けた取り組みをサポートする観点から、当会子会社である全国しんくみ保証㈱が保証する被災者向け低利ローン商品を、当信用組合を通じて提供してまいります。

⑦ 当会代理貸付による各種対応

ア. 遅延利息の免除や弁済方法の変更

いわき信用組合の被災されたお取引先に対する金融面での支援をサポートする観点から、お取引先が当信用組合を通じて利用している代理貸付について、遅延利息を免除する取扱いを震災翌日から平成24年3月まで実施いたしました。

今後も、弁済方法変更の申し出について、期間延長や元本返済猶予等を含めて柔軟に対応してまいります。

イ. 特別代理貸付

いわき信用組合の被災されたお取引先に対する積極的な融資推進をサポートする観点から、当会では、通常より低い金利を適用した、「災害復旧資金特別代理貸付」（事業性資金・住宅資金）を、平成25年4月まで実施いたしました。

以上